審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		那覇市員	那覇市民ギャラリーの利用料金の減免					
根拠法令及び条項		頁 那覇市員	那覇市民ギャラリー条例第11条					
	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)							
	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)							
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)							
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)							
	那覇市民ギャラリー条例施行規則第6条 (利用料金の減免)							
審査基準 審査基準 審査	第6条 条例第11条の規定により利用料金を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。(1)条例第11条第1号の規定に該当する場合全額(2)条例第11条第2号又は第3号の規定に該当する場合5割の額(3)条例第11条第4号の規定に該当する場合指定管理者が必要と認める額2利用料金の減免を受けようとする者は、第2条第1項の規定による利用許可申請と同時に利用料金減免承認申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。3指定管理者は、前項の規定による申請に対し利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書を交付するものとする。							
設定年月日		平成 24 年 3	月 27 日	最終変更年月日	年	月	日	
標準処理期間		□有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)						
		期間()		
		■無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)						
標準処理期間 設定年月日		年	月 日	標準処理期間 設定年月日	年	月	日	
所管部署		市民文化部	文化振興語	果				
備考								

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。